# 油江市子ども読書活動 推進計画



狛 江 市 教 育 委 員 会 平成17年5月(改訂)

## 計画策定の背景

読書離れと言われるようになってからすでに久しい。平成 13 年 5 月の 全国学校図書協議会調査でも、1 ケ月に 1 冊も本を読まなかった小学生は 10.5%、中学生は 43.7%となっています。

テレビの普及から今やパソコン、携帯電話、いわゆるコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用して、多くの情報を何処からでも自由に検索し瞬時に手に入れるとともに、それを他人に伝えることもいとも簡単に行える時代となっています。このことは経済、生活、文化等の向上・発展のうえからも大切なことであり、今後更に普及・発展することが予測されます。

しかし、このことによって児童から青少年までの幅広い年代における読書の量がより一層低下することが予想され、このままの傾向が進むと、表現力や創造力を身に付け豊かな感性を育てるという人間形成の一面において大切な部分の発達が心配されています。

折りしも、平成16年(2004年)12月、経済協力開発機構(OECD)が実施した2003年国際学習到達度調査(略称 PISA)における日本の子どもたちの読解力が大幅に後退しているとの結果が発表されました。

これらの結果を日常の読書活動との関係でみるのは早計ではあると思いますが、読書の必要性が見直されていることは事実です。

また、この子どもたちの読書活動の推進のためには、大人の果たす役割りが大きく期待されますが、平成15年6月に文化庁が発表した『国語に関する世論調査』(16歳以上の男女3千人に対する調査)によりますと、1ヶ月に全く読書をしない人は38.0%で、子どもたちの成長を支える大人たちの読書量も決して充分でないことも大きな課題となっています。

このため、子どもの読書活動を推進するためには、学校図書館や地域の 図書館等の充実を図ると共に学校、家庭、地域とが一体となって取組むこ とが求められています。

## 読書の必要性

『子どもの読書活動』は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を 高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けてい くうえで欠くことのできないものです(子どもの読書活動の推進に関する 法律第2条)。

このように読書に親しむことは、思考力や読解力を高めると共に、ものごとに対する興味や関心を深め、それを豊かに表現する力を身に付けることができます。このことは国際化、情報化等によって人々の価値観が一層多様化する中で、相互に理解し合い、考え方や意思を明確に伝えるうえで必要なことであり、今日求められているところの『生きる力』を身に付けることにも通じるものです。

# 目 次

国の動向	
『子どもの読書活動の推進に関する法律』	1
『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』	1
『子ども読書の日』	1
『学校図書館法』	1
『公立義務教育諸学校の図書館の蔵書整備計画』	1
+	
東京都の動向	4
『東京都子ども読書活動推進計画』	1
<b>狛江市の計画</b>	
1 計画の内容	2
<u> </u>	2
	2
	2
計画の性格	2
計画の推進体制	2
2 計画推進のための今後の施策	3
	3
学校教育の取組み	3
(1) 学校図書館	3
(2) 司書教諭	5
(3) 学校司書臨時職員	6
社会教育の取組み	6
(1) 中央図書館	6
(2) 西河原公民館学習情報室	8
(3) やさきやま文庫(第三小学校図書館)	9
	1 0
2 地域図書室との連携・協力	
(1) 地域センター図書室	
(2) 児童館	1 1
3 学校図書館資源共有ネットワーク推進事業	1 1
4 紹介します 各校の誌書活動	1 3
	. <

5 そ	-の他の取組み		1	3
(1)	家庭と地域における読書	活動	1	3
(2)	(仮称)箱庭図書館		1	4
(3)	図書の循環システム		1	4

## 国の動向

#### 『子どもの読書活動の推進に関する法律』

国は、子どもたちの読書離れを防ぎ、更に一層読書活動が充実されることを目指して、平成13年12月5日、『子どもの読書活動の推進に関する法律』(平成13年法律第154号)を制定し、同12日に公布・施行しました。また、本法律は国に対しては基本計画の策定を義務付け、都道府県・市町村に対しては努力義務と定めています。

#### 『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』

平成 14 年 8 月 2 日、子どもの読書が推進されるよう、平成 15 年度から平成 19 年度までの概ね 5 年間にわたる施策の基本的方向を明らかにしています。

#### 『子ども読書の日』

子ども読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に 読書活動を行う意欲を高めるため、ユネスコが制定した『世界本の日』である 4月23日を平成14年度から『子ども読書の日』と定めました。

#### 『学校図書館法』

平成 13 年 3 月に学校図書館法の改正が行われ、平成 15 年 4 月から、12 学級以上の全ての小・中・高等学校に司書教諭の配置が義務付けられました。 (ただし、教員業務と兼務)

#### 『公立義務教育諸学校の図書館の蔵書整備計画』

平成 14 年から平成 18 年の 5 年間で、4 千万冊の図書の整備方針が出されました。ただし、所要財源は地方交付税で対応することとなっています。

## 東京都の動向

#### 『東京都子ども読書活動推進計画』

国の『子どもの読書活動の推進に関する法律』の策定に伴い、平成 15 年 3 月に『東京都子ども読書活動推進計画』が策定されました。本計画は、東京都における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組みを示すとともに、市区町村が子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定する際の基本となるものと位置付けています。

## 狛江市の計画

## 1 計画の内容



#### 計画の目的

『狛江市子ども読書活動推進計画』は、このような国や都の取り組みに合わせて、狛江の子どもたちが、読書活動に親しむことによって、豊かな人間性を育むとともに、学校での学習の向上と、読書をとおして家庭と地域の教育力の向上を図ることを目的とするものです。

#### 計画の対象

対象年齢は、概ね零歳児から 18 歳までとします。

・それは、幼児期から読書に親しむ機会をもつことが、読書に親しむきっかけとなると同時に、子どもたちを養育する親が子どもに対する読書への導き手となることを期待するからです。親が子に直接語ることによって、親と子の信頼関係が強まりますが、親が子どもへの読み聞かせ等を行うのが概ね1歳前位からであること、また青少年の健全育成に、読書活動も貴重な役割を担っているからです。

#### 計画の期間

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に合わせ、本計画も 平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 年間を計画期間とします。ただし、計 画の変更、取組みの進捗等に合わせ見直しを行います。

#### 計画の性格

本計画は、『子どもの読書活動の推進に関する法律』第9条第2項の規定に基づく計画であり、狛江の子どもたちが読書活動に親しみ、健全な育成とそれを支援する家庭と地域の教育力の向上にも資するものとします。このため、計画の対象は狛江市の中央図書館、西河原公民館学習情報室、学校図書館、地域センター図書室等を含めて、一体の計画としています。

#### 計画の推進体制

当分の間、学校教育部指導室と社会教育部中央図書館が連携をとりつつ推進を図っていきます。

## 2 計画推進のための今後の施策

市民の読書活動の中心となっている中央図書館、また小中学生の読書や調べ学習を支える学校図書館も現在資料等の要望に対して充分応えられる整備にはいたっていません。しかも、大変厳しい財政状況下でもあり、早急な充実は困難ですが、本計画を常に見直し改善を図っていきます。

このため

図書資料の充実にあたっては、中央図書館、西河原公民館学習情報室、学校図書館、地域センター図書室等、関係のある諸機関との連携を強化する。(資源とサービスの共有化)

地域の方々や親の関心と理解を得る。(読書活動への理解)

読書活動の推進に取組む諸団体等との連携と人材の育成に努める。(地域の方々の力)

以上を施策策定の基本認識とします。

## 1 教育委員会の取組み

- 1)学校教育と社会教育その他子ども読書活動に関する関係機関等との連携
- 2)読書活動に関する啓発の充実
  - ・市報への掲載とホームページへの登録
- 3)司書教諭連絡協議会の充実
- ・平成 16 年度年 3 回実施 平成 17 年度 6 回実施予定
- 4)司書教諭と学校司書臨時職員との連絡調整の強化
- 5)学校司書教諭の授業時数の軽減(都へ要望)
- 6)学校司書教諭の専任配置(都へ要望)
- 7)研修・研究への参加の支援
- 8)「狛江市子ども読書活動推進計画」の見直し

#### 学校教育の取組み

#### (1)学校図書館

学校図書館は、子どもたちの成長や興味・関心、学習との連携などの上から 最も身近で密接な読書活動の場所です。また、指導の工夫によって読書活動の もつ意義や目的に対する反応が最も理解できるという点や今後の成長に合わせた読書活動の基礎を形成するという意味においても重要な役割を担っています。

#### 【現 状】

- 1)週4日、1日4時間、市雇用の学校司書臨時職員を配置
- 2)全校図書館空調整備
- 3) 平成14年9月、全校に専用パソコン1台設置
- 4) 平成 14 年 10 月、パソコンを活用して市内図書施設との相互貸し出しシステムを開始
  - \*巡回配送車の活用
- 5)学校図書館法の改正により、平成 15年度から 12学級以上の全校に司書 教諭の辞令を交付
- 6) 平成 14 年度からの新学習指導要領の実施により、総合的・横断的な学習 を目指す「総合的な学習の時間」が始まり、図書館の資料を使っての調べ学 習の機会が増え、利用率も大幅に向上しています。

#### 物流システムを利用した資料提供冊数表

小・中学校別利用実績

(冊)

	小学校		中学校		全校		
提供元	中内	市外	市内	市外	市内	市外	合計
平成 15年	5282	271	548	12	5830	283	6113
平成 16年	6031	101	717	19	6748	120	6868

#### 【今後の施策】

1)環境整備

図書資料の確保(新刊との入れ替えも含む)

学校間の蔵書検索システムの導入・活用

- \*学校間相互貸借の充実(検索、貸し出し、返却)
- \*新規購入や廃棄に関する情報の交換

図書備品の充実

(予算編成時に調整)

書架計画の丁夫・検討

【校内で検討】

2)図書のデータベース化

【16~18 年度で整備】

- \*図書管理の充実
  - \*統計等の実態把握の充実
  - \*学校間相互の貸し出しシステムの構築(再掲) (17年度実施)

3)読書時間の確保

【校内で検討】

4)校内体制の充実

【校内で検討】

・「(仮称)学校図書館活動委員会」の設置

5) 各校ホームページを活用した PR 活動の充実

(17年度実施)

6)図書館専用パソコンの増設(1台から2台へ)

(17年度実施)



## (2) 司書教諭

司書教諭の役割は、学校図書館の管理運営、読書計画、図書館資料の選択、 教材としての活用の工夫等多岐に渡っています。しかし、学校図書館法(昭和 28年8月)成立以来長いこと司書教諭の設置が具体化されていませんでした。 このため平成 13 年 3 月に学校図書館法が改正され、平成 15 年度から 12 学 級以上の学校においては司書教諭を置かなければならないこととなり、該当校 の司書有資格者に辞令の交付を行いました。

#### 【現 状】

本格的に実施されたのが平成 15 年度からであり、現時点ではまだ制度と して充分に機能するには少し時間が必要と思われます。

#### 【今後の施策】

1)司書教諭の役割(仕事)の明確化

【各校で検討】

2)各校の司書教諭との連携

【充実】

(12学級以下で辞令交付のない学校も含む)

3)学校司書臨時職員との連携

【充実】

4)司書教諭の授業時数の軽減(再掲) 【教育長会から都へ要望】

5)司書教諭の専任配置(再掲)

【教育長会から都へ要望】

#### (3) 学校司書臨時職員

平成 10 年度から平成 12 年度の 3 年間で段階的に全小中学校に配置し、1日 4 時間、週 4 日勤務。

#### 【現 状】

1)司書有資格者であり、読書活動及び学習資料の提供等大きな役割を果たしている。

#### 【今後の施策】

1)司書教諭との連携2)学校司書臨時職員相互の連携と研修3)勤務時間及び勤務内容の検討【検討】

#### 社会教育の取組み

家庭と地域の教育力をどのように高めるかは、まちの文化を育てるうえからも重要であるとともに、子どもたちの健全育成のうえからも大切なことです。 特に平成 14 年4月からの学校週5日制の実施によってこのことは更に大きな課題となっています。

又、平成 13 年 7 月、社会教育法の一部が改正され、家庭教育支援の充実が明確となりました。乳幼児や小学生に対する読書活動の充実は、読み聞かせ等の読書への誘いをとおして家庭教育の向上を図る基本的な施策の一つであり、更に一層の充実に努めていかなければなりません。

#### (1) 中央図書館

中央図書館は、狛江市における図書資料の最大の供給源ですが、既に手狭であり、施設整備も十分ではありません。このため、新たな建設が切望されていますが財政上の問題から暫く先の計画となっています。

しかし、現状の中で専門機関として子ども読書活動を積極的に推進するため、 様々な工夫を行い、図書情報や読書活動の機会を提供しています。

#### 【現 状】

1)幼児・児童・青少年向け図書の収集と紹介紹介

・この本しってる・・? (乳幼児~小学生)年5回 · Books For you

(中学生)

年 2 回

・絵本の展示

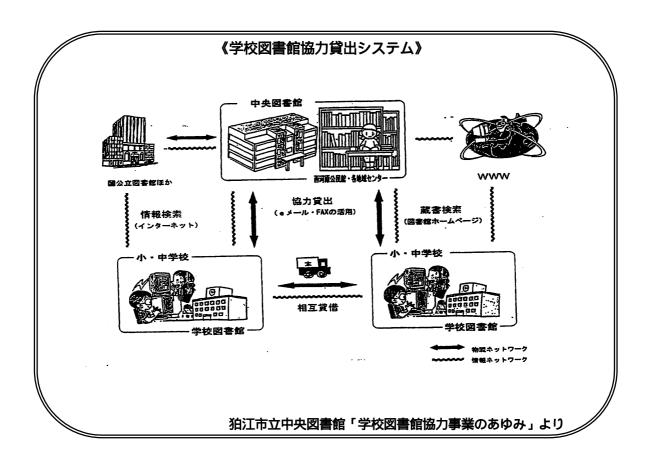
## 展示

- ・歳時等に合わせた図書の展示
- 2)都立図書館等に対するリクエストへの対応
- 3) 平成 14年 10月 市内図書施設、学校間との配送サービスの実施
  - ・平成 14 年 8 月 ホームページ開設
  - ・平成 14 年 10 月 配送サービス実施
- 4) 平成 15年4月からブックスタートを実施
  - ・毎月一回、6ヶ月児健診の際に本の配布と読書指導
- 5) 職員、ボランティアによるお話し会、読み聞かせ等の実施
- 6)『子ども読書の日』(4月23日)を生かした読書啓発事業の実施
- 7) 平成 14 年度から小学校学級文庫へのセット貸出し
- 8)図書館見学、職場体験の受け入れ



#### 【今後の施策】

1) 資料の充実及び保管場所の確保	【努力】
2)青少年に対するレファレンスの充実	【充実】
3)学校図書館、地域センター図書室等の担当者との連携	【充実】
4)保護者に対する読書理解の促進	【充実】
5)協力団体との連携と支援	【充実】
・お話し会の実施等	
6)専門職員の育成	【充実】
7)図書に関する啓発資料等の展示・配布	【充実】



## (2) 西河原公民館学習情報室

学習情報室での図書資料の貸し出しと閲覧室の提供によって、読書に親しむ 地域の青少年及び保護者の要望に応えてきています。また、幼児・小学生低学 年を対象とした『お話し会』を週1回実施し、本に親しむ機会と楽しさを覚え ることの支援を行っています。

## 【現 状】

- 1) 幼児・児童・青少年向け図書、CD、AVの収集
- 2)他の図書施設との連携・協力
- 3) お話し会の実施
- 4) 青少年コーナーの設置
- 5) BOOK便り等の情報の発信
- 6) サマーナイトアクション
- 7) 青少年向け図書リストの作成

## 【今後の施策】

1)資料の見直し及び充実(学校課題図書、推薦図書等)	【充実】
2 ) 青少年向け図書リストの作成、レファレンスの充実	【充実】
3)リクエストへの対応	【充実】
4)歳時に合わせた資料の展示	【充実】
5)研修の実施	【充実】

## (3) やさきやま文庫(第三小学校図書館)

学校週5日制への対応としての子どもたちの 居場所づくりと、地域の読書活動の向上の一環 として児童はもとより幼児と親にも利用される ことを目的に、平成14年8月開室しました。

## 【現 状】

- 1)毎週土曜日午前10時から午後4時まで(6時間)
- 2)世話人1名配置
- 3)利用率が低い
- 4)読書ボランティアによる読み聞かせの実施

## 【課題】

1)利用率の向上

児童と幼児に親しまれる図書の充実	【予算要求】
幼児用図書の保管場所の確保	【検討】
学習室としての活用の P R	【努力】
読み聞かせ等の事業の充実	【充実】





## 2 地域図書室との連携・協力

## (1) 地域センター図書室

地域にある図書室は子どもたちにとって、身近な生活の中で読書に触れることのできる貴重な場所です。地域センターにはそれぞれ図書室があり、中央図書館、学校図書館、西河原公民館学習情報室との密接な連携の下に読書活動が進められています。

#### 

市内の4地域センターは、造りも広さも異なるため、児童・青少年に対する 取組も一様ではありません。まず来室を促し、図書室及び図書に親しんでもら うことを目的にコミック系を揃えているところや、ボランティアによるお話し 会の実施、センターでの実施事業に合わせて関係図書を臨時にコーナーに設置 するなどの工夫がとられているところもあります。

- 1)学校の課題図書、推薦図書の展示
- 2) リクエストに対する積極的な対応
- 3)歳時・行事等に合わせた図書の展示
- 4)子ども一日図書館員の実施

#### 【今後の施策】

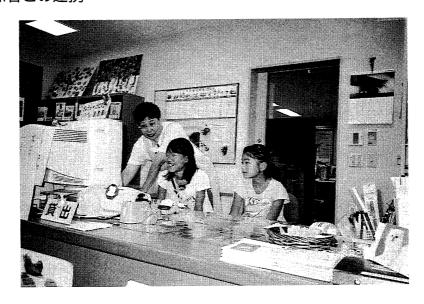
1)資料の充実 【努力】

2)学校課題図書、推薦図書の充実 【充実】

3)リクエストへの対応 【充実】

4)歳時に合わせた資料の展示 【一部実施、要検討】

5)関係者との連携



## (2) 児童館

岩戸児童センターと和泉児童館の2館があり、岩戸児童センターは平成13年度に、和泉児童館は平成14年度にいずれも社会福祉法人へ運営委託を行っています。蔵書数は決して十分ではありませんが、子どもたちの読書希望を的確に把握して、その期待に沿うような柔軟さが利用率を高め、図書に触れる貴重な場所の一つとなっています。このため、市内の図書関係機関と有機的な連携を更に進めていくことが課題です。

## 3 学校図書館資源共有ネットワーク推進事業

平成 16 年 9 月、文部科学省から『学校図書館資源共有ネットワークの推進事業』の推進地域に指定されました。本事業は平成 16 年度から平成 18 年度の 3 ヵ年事業であり、学校図書館の蔵書をデータベース化し、児童・生徒への貸し出し・返却の合理化、蔵書の点検、統計処理等の体制の整備を行うと共に、市の既設の配送ルートを活用することによって、学校間相互の貸し借りを容易にして、読書活動を一層発展させることを主な目的とする事業です。

また、学校読書活動の活発化は、学校のみで担えるものではなく、広く地域で支え支援していくことが大切です。そこで読書事業に係わる関係機関、関係者で構成する委員会を設置し、幅広い協議を進めていきます。

#### 【事業計画】

明
-ス化は2ヶ年
∖する図書のデ
ヶ年で予定
流通システム】
」の予定
別用させるかを
内容にしたがっ
、共有のコンテ
\ :i

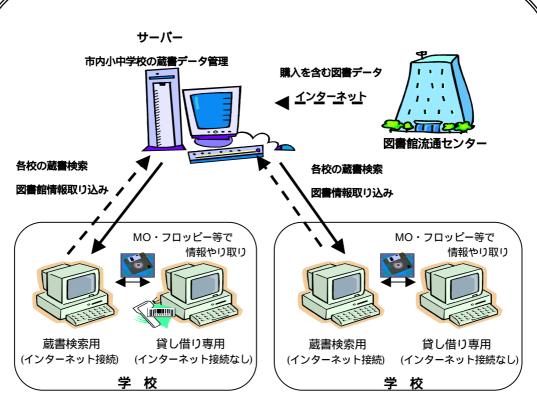
#### 【平成 16 年度の主な取組み】

- \* バーコード仕様の検討・決定
- \* バーコード貼付対象冊数と作業期間の確定
- \* データベース化に伴うローカルデータ・図書整備の仕様統一
- \* 小学校(一、三、五、六、和泉小)のバーコード貼付作業の終了
- \* ハード機種の検討・選定

#### 【平成 17 年度の主な取組み】

- \* 関係者への説明と研修等 《通年》
- \* パソコンー台増設 《5月》
- \* (仮称)学校図書館資源有効活用推進委員会の設置 《5月》
- \* (仮称)学校図書館資源有効活用実践モデル校の指定 《5月》
- \* バーコード貼付(緑野小、一中、二中、三中、四中) 《6月~8月》
- \* 本稼動 《10月》

## 《学校図書館支援システム イメージ》



市内小中学校全校にパソコン 2 台を設置。内 1 台はインターネットに接続(既存)されており、図書の購入や購入した図書データの取り込み、市内小中学校の蔵書検索等に使用する。

もう 1 台は個人情報の保護等のため、インターネットの接続はせず、貸し借り専用機として使用。図書データの取り込み等はフロッピーディスクや CD-ROM、MO 等でや、り取りする。

## 4 紹介します、各校の読書活動

市内各校では、読書活動に対して様々な取組みが行われています。 そんな様子をそっと紹介

- \*『朝読書』チャレンジタイム 週 4 日程度 午前 8 時 35 分~8 時 50 分
- \*『読み聞かせ』ボランティア 月1回程度
- \*『読書週間』学級ごとに読書量等の目標設定
- \*『読書感想文』の募集及び提示
- \*『読み聞かせ会』 中井きえ さんと親 年1回
- \*図書館教育年間計画の策定
- \*校内の取組みと図書館機能の充実
  - ・読書センターと学習情報センターとしての機能の充実
- \*PTA による読み聞かせ
- \*読書週間を活用した取組みの強化
  - ・家庭における親子読書
  - ・朝の 15 分読書
- \*夏休みのプール事業に合わせた図書館の開館(科学遊びも一部実施)
- \*「おすすめ本」の紹介(委員会活動として実施)

## 5 その他の取組み

#### (1) 家庭と地域における読書活動の推進

子どもが読書に親しむ大きな要因の一つとして小さな頃から読書が生活の中に継続して位置付けられていることが大切です。このため親が子どもの興味関心にあわせて読み聞かせをしたり一緒に本を読む等、より多く読書との出会いの時間を作ることが大切です。

しかし、家庭の中の親子や姉弟だけではなかなか充実出来るものではありません。このため市では、小さな子どもたちには、零歳児からのブックスタート事業をはじめ、中央図書館でのお話し会、読み聞かせ等の事業を、職員とボランティアの方々が一緒になって積極的に行っています。このような機会を是非利用していただきたいと思います。

児童生徒には、学校図書館や身近なところにある図書館・図書室を利用して読書に親しむように薦めるとともに、読書について子どもと話し合ったり、テ

レビを観る時間やその他の遊びの時間を少しでも読書に向けるような親の指導と努力が必要です。

## (2) (仮称)箱庭図書館

読書活動の充実を図るには、身近なところに本があり、読書の楽しみを知る機会を作ることが大切です。このため、「身近に本を・身近で確保を・身近で管理を」を合い言葉に、公共施設には(仮称)箱庭図書室のような小さな場所が確保されると大変に好ましいと考えます。(当然リサイクル活用も含む)

### (3) 図書の循環システム

以上市内には幾つもの図書館・図書室がありますが、この他にも学校には学 級図書があり、保育園、学童保育所等も図書と接することのできる場の一つで す。このため、これらの場所の図書環境の整備も必要ですが、公共施設図書の 重複本や、子どもの成長によって不要となった図書等を市民から提供いただく など幅広い循環活用システムを検討します。

## 1)図書等の無料配布

【実施中】

・市内図書館、図書室から出される廃棄児童図書は一旦中央図書館に集められ、年一回、学校・保育園等の関係者に必要な本を持ち帰っていただ く循環活用を図っています。

## 登録番号(刊行物番号)

H 1 7 - 5

## 狛江市子ども読書活動推進計画

平成 1 5 年 1 1 月 策定 平成 17 年 5 月 改訂

発行 狛江市教育委員会

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号 電話 0 3 ( 3 4 3 0 ) 1 1 1 1

印刷 庁内印刷 頒布価格 無償